

### 15-3 項目及び手法の選定の考え方

環境影響評価の対象とする項目は、地域概況調査の結果を踏まえ、対象事業ごとに技術指針で定められた標準項目に、事業特性及び地域特性により項目の追加及び削除を行うことによって選定する。

また、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、地域概況調査の結果を踏まえ、事業特性及び地域特性により対象事業ごとに技術指針で定められた標準手法や、これを簡略化し又は重点化した手法を選定する。

次に環境影響評価の対象とする項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方を示す。

環境要素	選定に際しての考え方	手法の重点化・簡略化
景観資源 眺望点 眺望景観	<ul style="list-style-type: none"><li>・景観では、自然公園の景観のような、いわゆる優れた景観だけではなく、生活空間の潤いや個性等の観点からもとらえられることから原則としてすべての事業において選定する。</li></ul>	<p><b>【重点化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象事業実施区域が主要な景観資源の分布地又はその近接地である場合</li><li>・法令等により自然公園区域、自然環境保全地域、自然海浜保全地区等景観上重要な地域として指定されている場合</li><li>・対象事業実施区域が周辺の景観利用上重要な視点から見える場所である場合</li><li>・対象事業実施区域が周辺から非常によく見える場所である場合</li><li>・高層建築物、煙突、高塔などよく目立つ工作物の設置が予定されている場合</li><li>・その他地域の景観特性又は事業特性からみて重点化が必要な場合</li></ul> <p><b>【簡略化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象事業実施区域が景観資源として位置付けられる可能性が極めて低い場合</li><li>・対象事業実施区域が周辺からほとんど見えない場所で、かつ、対象事業実施区域が景観資源として位置付けられる可能性が極めて低い場合</li><li>・その他地域の景観特性又は事業特性からみて簡略化が可能な場合</li></ul>